

高岡地区広域圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和2年2月26日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与及び費用弁償)

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償は、高岡市の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(高岡地区広域圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

2 高岡地区広域圏事務組合職員の給与に関する条例（平成26年高岡地区広域圏事務組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次項に規定する職員」の次に「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。